

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引上げ分にかかる地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

この趣旨を踏まえ、「引上げ分の地方消費税収の用途について」下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,113,095 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 9,931,755 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	4,068,518	1,831,833	1,035,370	10	134,635	1,066,670
社会福祉	高齢者福祉事業	257,456	0	26,694	89,377	15,846	125,539
社会福祉	児童福祉事業	5,692,558	2,297,043	912,890	257,070	249,428	1,976,127
社会福祉	母子福祉事業	117,866	14,367	42,030	10	6,888	54,571
社会福祉	生活保護扶助事業	5,397,984	3,980,141	92,421	15,000	146,865	1,163,557
社会福祉	その他	328,682	0	38,805	2,306	32,229	255,342
社会保険	介護保険事業	1,865,167	47,324	23,662	0	201,082	1,593,099
社会保険	国民健康保険事業	1,286,943	136,025	483,320	0	74,821	592,777
社会保険	後期高齢者医療事業	1,674,949	0	254,891	0	159,152	1,260,906
保健衛生	親子すこやか事業	124,327	1,240	2,336	15	13,531	107,205
保健衛生	健康増進事業	49,355	0	12,879	62	4,081	32,333
保健衛生	がん検診事業	114,221	7	0	0	12,800	101,414
保健衛生	予防対策事業	302,591	4,362	1,466	0	33,260	263,503
保健衛生	診療所運営事業	88,293	0	0	57,544	3,446	27,303
保健衛生	その他	224,831	0	0	1,486	25,031	198,314
合計		21,593,741	8,312,342	2,926,764	422,880	1,113,095	8,818,660

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費